

海員 北海道地支発 20-244 号  
令和 2 年 12 月 21 日

苫小牧市  
市長 岩倉博文 殿

全日本海員組合北海道地方支部  
地方支部長 遠藤謙 飾

全国海友婦人会北海道ブロック  
ブロック長 前田千代子

## 海運・船員の政策諸課題に関する申し入れ

貴職におかれましては、益々ご清祥の段、お慶び申し上げます。

また、平素は本組合、ならびに全国海友婦人会北海道ブロックの諸活動に対しまして、多大なるご理解とご協力をいただいておりますこと、心より御礼申し上げます。

さて、四面環海のわが国において海運・水産産業は、海上にて船舶の物資輸送や旅客輸送、ならびに食用水産物を安定的に供給するなど、経済の維持・発展や国民生活の安定に大きく寄与しております。また、自然災害時に突発した緊急的な対応においても、大量の物資や人員の輸送を担うなど、船舶の有用性が広く認識されているところです。

令和元年 12 月、中国・武漢で確認された新型コロナウイルス感染症の影響により、外航船・遠洋漁船においては船員交代の問題が顕在化し、多くの船員が長期乗船を余儀なくされ、内航・フェリー・旅客船は、物資・旅客輸送量の減少や、漁船においても、魚介類の需要の減少による魚価の下落が著しく、厳しい状況となっています。

ここ北海道におきましても四面を海に囲まれた土地柄でもあり、海運・水産産業においては、地域の活性化を図るうえで重要かつ必要な基幹産業であります。少子高齢化が進み、ますます労働人口が減少していくことが懸念され、海運・水産産業においても、後継者の確保・育成は、外航・国内・水産といった各部門に共通する喫緊の課題であり、有効な施策が早急に講じられなければ、道内だけではなく、わが国の海運・水産産業が衰退してしまうことにもなりかねません。

貴市長におかれましては、道内の置かれている船員の現状をご理解いただき、別紙記載の諸課題への一刻も早い実効性のある対応、ならびに持続可能な支援策などを実現いただきたい要望いたしますので、特段のご配慮を賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

以上

## 1. 「海の日」の7月20日固定化について

「海の日」の前身である「海の記念日」は、明治9年に明治天皇が東北や北海道をご巡幸された際、7月20日に明治丸で横浜港にご安着されたことにちなみ、昭和16年に制定されたものです。その後、海に対する国民の理解と認識を深め、海の恩恵に感謝し、海を大切にする心を育むため、海事関係者が一体となり、「海の記念日」の祝日化運動を、昭和34年から約36年間にわたり展開し、平成7年、海の恩恵に感謝するとともに、海洋国日本の繁栄を願うため、7月20日が国民の祝日「海の日」として制定されました。しかし、平成15年に導入されたハッピーマンデー制度により7月の第3月曜日へと変更され、本来の制定趣旨が薄れています。「海の日」を本来の7月20日へと戻すことは、国民の海への憧れや関心の高揚を図り、船員後継者の確保、ひいては海事産業の発展にも資するものであり、海洋立国日本として、固定化に向けた取り組みを一層推進していただき、海事思想の普及に繋がる取り組みをお願いしたい。

## 2. 船員の確保・育成等の対策について

外航・国内・水産の各部門に共通して、後継者の確保・育成は喫緊の課題です。

外航海運では、平成20年に安定的な国際海上輸送体制や経済安全保障の確立などを背景に、確保すべき日本籍船と日本人船員の数値目標を設定し、トン数標準税制が導入されました。しかし同制度導入から10年余を経た現在、船舶数は増加しているものの、外航日本人船員数は増加しておらず、国が掲げた数値目標の達成に向けた早急かつ責任のある対応が不可欠です。また、国内海運では、陸上職に比べ長時間労働で厳しい就労環境にある中で、内航船員の確保・育成策として、内航船員という職業を魅力的な職業にしていくため、労働環境の改善などの「船員の働き方改革」を推進していく必要があります。水産業でも、漁船員の高齢化や後継者不足が顕著となっており、特に船舶職員の不足が深刻な問題となっています。わが国における船員の現状をご理解頂き、一刻も早い実効性のある対応をお願いします。

### (1) 漁船乗組員の後継者確保・育成について

わが国の漁船漁業では、船舶職員を含めた日本人漁船員の高齢化と不足が深刻化する中、官学労使が協力して日本人漁船員を確保・育成していくための「漁船乗組員確保養成プロジェクト」が実施され、水産高校生への漁業ガイダンスなどを通じた確保・育成対策に取り組んでいます。船舶職員を含む漁船員の確保・育成は、わが国の漁船漁業を維持・存続する上で極めて重要であることから、引き続き同プロジェクトを支援いただきたい。また、水産・海洋高校は、漁船員の確保・育成に極めて重要な教育機関であることから、統廃合することなく専門学科設置高校として維持・存続していただきたい。

## (2) 海に親しむ活動の推進について

次世代の産業の担い手となる船員志望者の裾野拡大に向け、中長期的な視点からの取り組みが不可欠です。初等・中等教育の段階において、海に親しむ体験活動などを一層充実させることを通じ、子どもたちに海や船の魅力を伝え、船員職業の認知度向上につながる取り組みを推進していただきたい。

## (3) 船員税制への取り組みについて

船員は、家族や陸上社会と離れ、職住一体となった特殊な労働環境のもとにあり、行政サービスの受益が一定程度制限されています。多くの海運先進国では、自国船員の確保に向けた政策として税制上の措置が導入されており、わが国でも、船員職業の重要性に関する認識度や船員ステータスの向上、後継者の確保を図るべく、同様の制度導入が不可欠です。現在、三重県四日市市と鳥羽市ならびに令和2年4月より志摩市、静岡県の焼津市で実施されている住民税減免措置の他の地域へのさらなる拡大はもとより、各地域における船員の定住促進の観点も踏まえた他の支援策の導入に向けてご支援いただきたい。

## 3. カボタージュ規制の堅持について

カボタージュ規制は、船舶法第3条で規定されている通り、自国内での貨物・旅客の輸送を自国籍船に限定するというもので、わが国では、外国籍船による国内貨物輸送やクルーズ客船による国内港間への就航などが規制されています。この規制は、国家安全保障、生活物資の安定輸送、自国船員の海技伝承、国内海運産業の保護などの観点からも重要な政策です。カボタージュ規制の緩和は、内航海運、フェリー・旅客船各社の存続問題、すなわち内航船員の雇用問題へとつながるとともに、瀬戸内海をはじめとする狭小かつ複雑な海域を多く抱えるわが国にとっては、沿岸航行の安全も損なわれるおそれがあります。

これに関連して、JR九州は「新型コロナウイルス」の影響で博多ー釜山航路に就航できない新型高速船「クイーンピートル」（パナマ船籍）について、国内での旅客輸送を可能とする特例措置を国土交通省に申請するとしています。この様に特定企業の商行為のために、カボタージュ規制が緩和された場合、フェリー・旅客船産業は、運航コストが優位な外国籍船に駆逐され壊滅的打撃を受けることはもとより、早晚、内航海運産業に波及していくことが危惧されます。また、わが国の海域特性や海上交通ルールを熟知していない外国籍船の国内就航は、沿岸航行における安全上の問題を惹起させるなど、及ぼす影響は計り知れません。安全かつ安定的な国内海上輸送体制を確保するためにも、引き続き現行のカボタージュ規制を堅持していただきたい。

#### 4. フェリー・旅客船の維持・存続について

四面環海のわが国において、フェリー・旅客船は、日常生活に必要な物資の輸送や住民の移動手段として極めて重要な役割を担っているとともに、陸上交通網が寸断された大規模災害において、いち早く海上輸送の特性を生かし、被災地への緊急支援物資輸送など、国民のライフラインを確保する重要な役割を果たしています。その一方、国が推し進めてきた道路偏重政策、島しょ部での少子高齢・過疎化の進行などの影響により、フェリー・旅客船を取り巻く環境は一層厳しさを増しています。国および地方自治体は、災害時の対策として海運事業者や団体などと「災害応急対策に関する協定」を締結していますが、これまでフェリー・旅客船に対する維持・存続に向けた施策や支援は講じていません。大規模災害における船舶による代替輸送の必要性とともに重要な交通インフラの一つであるフェリー・旅客船の維持・存続に向けた実効ある支援に予算的措置を講じていただきたい。

#### 5. 海洋プラスチックごみ対策について

プラスチックごみは、年間800万トンが海洋に流出していると推定され、流出したプラスチックごみは海洋を汚染し、生物による誤食や絡まりによって生態系に悪影響を与えます。特に、魚類のマイクロプラスチック誤食による有害物質の生物濃縮への懸念は、水産資源への悪影響のみならず水産物への健康不安を招きかねないことから、海洋プラスチックごみの発生を抑制する投棄規制と海に流出したプラスチックごみの回収を促進することが重要です。そのため、海洋へのプラスチックごみ排出ゼロを目指す施策を推進し、漁船による漁場のプラスチックごみ回収事業の支援を継続、拡充していただきたい。

#### 6. 外国人漁船員・外国人技能実習生の権利擁護について

現在、漁業分野では漁船マルシップ方式、外国人技能実習制度、ならびに特定技能制度によって外国人漁船員の受け入れが可能となっており、年々受入数が増加し、養殖業においても外国人技能実習生への依存度が高まり、特定技能外国人による受入数の増加が予想されます。他方、制度の活用による外国人漁船員、ならびに技能実習生への保護は、国際的な関心事となっており、国際労働機関（ILO）を中心とした外国人漁船員の保護を図る取り組みが進められています。わが国においても外国人漁船員や外国人技能実習生の適正な待遇を確保することが重要であることから、漁船漁業・養殖漁業における外国人漁船員ならびに技能実習生の保護に関し、協力願いたい。

以上